

■利用者負担段階と負担限度額

利用者	所得要件		資産要件	負担限度額（日額）			
負担段階				部屋代		食費	
第1段階	・世帯全員及び配偶者が住民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室		0円	300円
				従来型個室	(特養等)	380円	
					(老健・医療院等)	550円	
				ユニット型個室的多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室		430円	特養等
				従来型個室	(特養等)	480円	390円 短期入所 600円
					(老健・医療院等)	550円	
				ユニット型個室的多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室		430円	特養等
				従来型個室	(特養等)	880円	680円 短期入所 1,030円
					(老健・医療院等)	1,370円	
				ユニット型個室的多床室		1,370円	
				ユニット型個室		1,370円	
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室		530円 ※(430円)	特養等
				従来型個室	(特養等)	980円	1,420円 短期入所 1,360円
					(老健・医療院等)	1,470円	
				ユニット型個室的多床室		1,470円	
				ユニット型個室		1,470円	
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし			

※（）内の金額は、室料を徴収しない場合の額です。

■資産要件の対象となる資産の例

＜資産項目＞	＜審査＞	＜提出物＞
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2か月以内の明細）
有価証券（株式・国債・地方債等）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額が困難なもの）	対象外	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	対象外	—